

生駒市条例第 33 号

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 9 日

生駒市長 山下 真

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 11 月生駒市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

附属機関の委員その他の構成員	日額 14,000
----------------	-----------

」を

「

附属機関の委員 その他の構成員	学識経験のある者として選任された委員 その他の構成員	日額 14,000
	上記以外の委員その他の構成員	日額 5,000

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に附属機関の委員その他の構成員である者の報酬については、改正後の生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例による。